

聖籠町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第14号

聖籠町水道事業給水条例の一部を改正する条例

聖籠町水道事業給水条例（昭和57年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「法第16条の2第1項の」の次に「規定により」を加える。

第32条第1号から第4号までの規定中「するとき。」を「するとき」に改め、同条第5号中「給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者」に、「するとき。」を「するとき」に改め、同条に次の1号を加える。

（6） 指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき 1件につき5,000円

第35条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。